

多量排出事業者に係る（特別管理）産業廃棄物処理計画書、（特別管理）産業廃棄物処理計画実施状況報告書提出書類及び作成にあたっての注意点について（令和6年度版）

姫路市産業廃棄物対策課

●令和6年度における多量排出事業者提出書類について

区分	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	前々年度	前年度	本年度提出書類
ケース1	1000t未満 (特別管理産業廃棄物の場合は50t未満)	1000t未満 (特別管理産業廃棄物の場合は50t未満)	・提出書類なし
ケース2		1000t以上 (特別管理産業廃棄物の場合は50t以上)	・産業廃棄物処理計画実施状況報告書等提出シート ・(特別管理)産業廃棄物処理計画書
ケース3	1000t以上 (特別管理産業廃棄物の場合は50t以上)	1000t未満 (特別管理産業廃棄物の場合は50t未満)	・産業廃棄物処理計画実施状況報告書等提出シート ・(特別管理)産業廃棄物処理計画実施状況報告書
ケース4		1000t以上 (特別管理産業廃棄物の場合は50t以上)	・産業廃棄物処理計画実施状況報告書等提出シート ・(特別管理)産業廃棄物処理計画実施状況報告書 ・(特別管理)産業廃棄物処理計画書

なお、環境の保全と創造に関する条例（平成7年兵庫県条例第28号）上の特定事業者（※）は、上記の提出書類に加え、再生資源利用促進調査・予測結果報告書及び姫路市産業廃棄物実態調査票の提出が必要となります。

- (※) ・ 製造業（武器製造業を除く。）に属する事業を行う者であって、当該事業によって発生する産業廃棄物の量が年間10,000トン以上の工場等を設置するもの
- ・ 電気業に属する事業を行う者であって、発電所を設置するもの
 - ・ ガス業に属する事業を行う者であって、ガス製造工場を設置するもの
 - ・ 熱供給業に属する事業を行う者であって、当該事業に係る工場等を設置するもの

(裏面につづく)

●多量排出事業者に係る（特別管理）産業廃棄物処理計画書、（特別管理）産業廃棄物処理計画実施状況報告書作成にあたっての注意点

- ・ 提出いただいた（特別管理）産業廃棄物処理計画書、（特別管理）産業廃棄物処理計画実施状況報告書については、廃棄物処理法の規定により姫路市産業廃棄物対策課のホームページ上で公表します。ついては、**個人情報や企業秘密に該当する事項は記載しないようにしてください。**
- ・ 提出はなるべく電子データで行うようにしてください。なお、紙ベースでの控えが必要な事業者は、電子データと紙ベースの報告書の両方を提出するようにしてください。
- ・ 社印等の押印は不要です。（押印してある書類の提出を受け付けないということではありません。）
- ・ 添付ファイル（電子メール本文を含む。）が5MBを超える場合は、本市では受信できない可能性がありますので、その場合はファイルを分割して送付するか、CD-ROM等で提出してください。
- ・ 平成24年度提出分より、（特別管理）産業廃棄物処理計画書、（特別管理）産業廃棄物処理計画実施状況報告書に併せて「産業廃棄物処理計画実施状況報告書等提出シート」を提出していただきますようお願いいたします。（当該書類は担当者や連絡先把握のために使用します。なお、当該書類を廃棄物処理法の規定により公開することはありません。）
- ・ 姫路市において優良認定を受けている産業廃棄物処理業者（いわゆる優良認定処理業者）については、姫路市産業廃棄物対策課のホームページで確認することができます。〈<https://www.city.himeji.lg.jp/bousai/0000000479.html>〉
また、姫路市以外の自治体での認定状況については、公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団のホームページ（産廃ネット）で検索することが可能です。
- ・ （特別管理）産業廃棄物処理計画書又は（特別管理）産業廃棄物処理計画実施状況報告書の法定様式にすべての内容を記載しきれない場合は、法定様式に「別紙のとおり」と記載の上、別紙（様式は任意）を法定様式に添付してください。なお、添付いただいた別紙は公表の対象となりますのでご注意ください。